

# 郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱

平成17年3月30日制定

[こども部保育課]

## (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市内に所在する認可外保育施設について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準及び郡山市認可外保育施設指導等要綱（平成28年5月1日制定）第3条第2項の規定により読み替えて適用する基準（以下「指導監督基準」という。）に基づき市長が指導監督を行った施設のうち、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し、市長が行う認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

## (対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により市長への届出が義務付けられている認可外保育施設とする。

## (証明書の交付)

第3条 市長は、児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査等（以下「立入調査等」という。）及び改善指導の結果により指導監督基準を満たしていると認められるときは、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者に対して証明書（様式1）、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の設置者に対して証明書（様式2）、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の設置者に対して証明書（様式3）、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の設置者に対して証明書（様式4）を交付するものとする。

## (証明書の受領拒否)

第4条 前条により証明書の交付を受けた施設の設置者が、証明書の交付を拒否又は辞退するときは、当該施設設置者はただちに市長に証明書を返還するものとする。

## (証明書の有効期間)

第5条 証明書の有効期間は、これを市長が交付した日から、次条の規定により証明書の返還を求められたときまでとする。

## (証明書の返還)

第6条 証明書の交付を受けた施設が、立入調査等の結果、第3条に定める証明書の交付の要件を満たさなくなったときは、市長は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還通知（様式5）により、証明書の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還を求められた施設の設置者は、ただちに市長に証明書を返還するものとする。

## (証明書の再発行)

第7条 証明書の交付を受けた施設が、証明書を紛失等したときは、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の再交付依頼書（様式6）を市長に提出し、証明書の再交付を求めることができる。

2 前項の場合において紛失等した証明書を発見したときは、ただちに発見した証明書を市長に

返還するものとする。

(情報提供等)

第8条 市長は、インターネット等により証明書を交付した事実について公表するものとする。

- 2 証明書の交付を受けた施設は、利用者等から証明書の提示を求められたときは、証明書を提示するものとする。

(記録の整備)

第9条 市長は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧（様式7）により認可外保育施設に対する証明書の交付、返還等について必要な記録を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成17年3月30日から施行し、平成16年度に係る交付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成28年度に係る交付から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱第3条の規定による証明書の交付を受けている者は、施行日以後最初の立入調査等及び改善指導の結果により証明書の交付又は証明書の返還の求めが行われるまでの間は、この要綱による改正後の郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱第3条の規定による証明書の交付を受けている者とみなす。

附 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

(様式1)

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(番号)  
年月日

(施設設置者) 様

郡山市長

あなたが設置（管理）する下記の施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁育成局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）及び郡山市認可外保育施設指導等要綱（平成28年5月1日制定）第3条第2項の規定により読み替えて適用する基準を満たしているため、郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱（平成17年3月30日制定）第3条の規定に基づき、その旨を証明します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 事業開始年月日 年月日

4 設置者

5 管理者（施設長）

6 市による立入調査実施日 年月日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき郡山市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 郡山市（部 課）  
(TEL - - - )

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

(様式2)

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(番号)  
年月日

(施設設置者) 様

郡山市長

あなたが設置（管理）する下記の施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁育成局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に係るものに限る。）及び郡山市認可外保育施設指導等要綱（平成28年5月1日制定）第3条第2項の規定により読み替えて適用する基準を満たしているため、郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱（平成17年3月30日制定）第3条の規定に基づき、その旨を証明します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 事業開始年月日 年月日

4 設置者

5 管理者（施設長）

6 市による立入調査実施日 年月日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき郡山市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 郡山市（部 課）  
(TEL - - - )

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

(様式3)

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(番 号)  
年 月 日

(施設設置者) 様

郡山市長

あなたが設置（管理）する下記の施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁育成局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））及び郡山市認可外保育施設指導等要綱（平成28年5月1日制定）第3条第2項の規定により読み替えて適用する基準を満たしているため、郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱（平成17年3月30日制定）第3条の規定に基づき、その旨を証明します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 事業開始年月日 年 月 日

4 設置者

5 管理者（施設長）

6 市による立入調査実施日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき郡山市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 郡山市（ 部 課）  
(TEL - - )

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

(様式4)

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(番 号)  
年 月 日

(施設設置者) 様

郡山市長

あなたが設置（管理）する下記の施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁育成局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。））及び郡山市認可外保育施設指導等要綱（平成28年5月1日制定）第3条第2項の規定により読み替えて適用する基準を満たしているため、郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱（平成17年3月30日制定）第3条の規定に基づき、その旨を証明します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 事業開始年月日 年 月 日

4 設置者

5 管理者（施設長）

6 市による立入調査実施日 年 月 日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき郡山市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 郡山市（ 部 課）  
(TEL - - )

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

(様式5)

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還通知書

(番号)  
年月日

(施設設置者) 様

郡山市長

下記の施設については、郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき標記証明書が交付されているところですが、指導監督基準を満たしていないと認められましたので、交付要綱第6条の規定により、証明書を速やかに返還してください。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 交付済みの証明書交付日及び番号
- 4 証明書の返還を求める理由等

(様式 6 )

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の再発行依頼書

(番 号)  
年 月 日

郡山市長 様

(施設設置者の住所)

(施設設置者の氏名等)

下記の施設について、 年 月に標記証明書の交付を受けましたが、下記の理由により消失したので、再発行してください。

(以下、紛失等の場合のみ記載)

なお、再発行後に既発行の証明書を発見したときは、ただちに郡山市長に返還します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 証明書を紛失した理由

(様式 7 )

## 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧